

## 広島県告示第八百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によって、平成二十年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までに県が発注する物品の売買、修理、借入れなどの一般競争入札、指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請手続等を次のとおり定めた。

平成十九年七月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 県が発注する物品の種類

- 1 文具、事務用機器類
- 2 家具類
- 3 印刷類
- 4 機械類
- 5 車両、船舶類
- 6 薬品類
- 7 燃料、ガス、油類
- 8 工用材料類
- 9 その他の物品
- 10 払下品類

### 二 競争入札に参加できない者

- 1 政令第六百六十七条の四第一項及び同条第二項の規定に該当する者
- 2 営業に必要な許可、認可などを受けていない者
- 3 競争入札参加資格審査申請書を提出する時に広島県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者

### 三 資格審査の申請手続

- 資格審査を受けようとする者は、県が指定する様式による競争入札参加資格審査申請書等（以下「申請書等」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 1 資格審査の申請日の属する事業年度の直前事業年度の決算書の写し
  - 2 広島県の県税に係る納税証明書（滞納がないことを広島県地域事務所長が証明したもの）（写し可）
  - 3 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納税額がないことを税務署長が証明したもの）（写し可）
  - 4 法人の登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）（写し可）
  - 5 印鑑証明書（写し可）

- 6 営業に必要な許可、認可などを受けていることを証明する書面の写し
- 7 委任状（権限を支社長、営業所長などに委任する場合に限る。）

8 返信用切手（八十円切手）

なお、納税証明書、登記事項証明書及び印鑑証明書は、申請の日以前三か月以内に発行されたものとする。

四 申請書等の作成に用いる言語

申請書等、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、申請書等及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。

五 申請書等の提出先及び提出方法

広島県総務部財務局財産管理室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）〔広島県庁舎本館三階〕に持参又は郵送によって提出すること。

また、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請（以下「電子申請」という。）することもできる。

六 申請書等の提出期間

別表一及び二の上欄に掲げる期間（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。）

郵送による場合又は電子申請において別に提出すべき添付書類は、別表一及び二の中欄の日までに必着とする。

なお、提出期間経過後は、広島県知事が特に必要とする場合を除き受理しない。

七 申請書等の配布場所及び配布方法

1 広島県総務部財務局財産管理室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）〔広島県庁舎本館三階〕で申請書等を配布する。

2 郵送によって申請書等を入力したい場合は、返信用の封筒（角型二号〔長さ三十三センチメートル、幅二十四センチメートル〕の封筒に返信先あて名を明記し、百四十円切手をはったもの）を同封して、前記1の配布場所に請求すること。

3 広島県のホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>）からダウンロードすることもできる。

八 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

九 入札参加資格の有効期間

この告示に基づき認定された入札参加資格の有効期間は、別表一及び二の下欄に掲げる期間とする。ただし、入札参加資格の認定がその有効期間の初日の翌日以降の場合は、認定された日から有効とする。

また、平成二十二年一月一日以降の競争入札に参加する者に必要な資格の初回の認定が平成二十二年一月一日以降の場合は、初回の認定の日までは有効とする。

#### 十 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の条件を満たさなくなった場合又は資格審査の申請において重要な事項について虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

#### 十一 特定調達契約に係る資格審査の特例

##### 1 提出期間

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に参加を希望する者に限り、前記六の提出期間経過後においても随時に申請できるものとする。ただし、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札間に合わないことがある（入札間に合わないおそれがあると認められる場合は、申請者に文書で通知する。）。

##### 2 資格の適用範囲

前記1に基づく申請によって認定された入札参加資格の適用範囲は、資格の認定日から平成二十一年十二月三十一日までににおける県の特定調達契約に係る競争入札に限るものとする。

#### 十二 申請書等記載事項の変更

入札参加資格の認定を受けた者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、速やかにその旨を広島県総務部財務局財産管理室へ届け出なければならない。

- 1 法人における代表者
  - 2 事業内容（営業に関し、許可、認可などを受けていることが必要な場合に限る。）
  - 3 払込資本金
  - 4 本社、支社、営業所等の商号又は名称
  - 5 本社、支社、営業所等の所在地又は電話番号
  - 6 代表者の印鑑
  - 7 契約に使用する印鑑
  - 8 取引を委任された者
- #### 十三 随意契約の取扱い

県は物品の売買、修理、借入れなどの発注を随意契約により行う場合においても、入札参加資格の認定を受けた者の中からその相手方を選定する。

十四 問い合わせ先

広島県総務部財務局財産管理室（電話（〇八二二）五二三一―二三二五〔ダイヤルイン〕）

別表一 申請手続

提出期間	平成一九年八月二十七日から 平成一九年九月二十七日まで	郵送による場合又は電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限	有効期間	平成二〇年一月一日から 平成二二年二月三十一日まで
------	--------------------------------	-----------------------------------	------	------------------------------

別表二 追加申請手続

提出期間	平成二〇年四月二四日から 平成二〇年四月二八日まで	郵送による場合又は電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限	有効期間	平成二〇年六月一日から 平成二二年二月三十一日まで
提出期間	平成二〇年一〇月二十九日から 平成二〇年十一月二二日まで	平成二〇年十一月一日	有効期間	平成二二年一月一日から 平成二二年二月三十一日まで
提出期間	平成二二年四月一三日から 平成二二年四月二十七日まで	平成二二年四月二三日	有効期間	平成二二年六月一日から 平成二二年十二月三十一日まで